

# 障害者手帳の役割と 使い方

---

～住宅利用～

# 初めに

---

- ◆自治体ごとに「障害者手帳のしおり」として、障害者手帳を持っている方が受けれる行政サービス等についてまとめた冊子があります。
- ◆インターネットや市区町村の市役所にお問合せ入手し読んでみてください
- ◆また、こちらを読んで実際申請しようとする際にも必ず自治体の担当者に確認する様をお願いいたします
  
- ◆今回は、東京都足立区を元に作っております。
- ◆あくまでも参考としてお読みください。

# 都営住宅入居の種類

---

- ① 家族向住宅(抽せん方式)の優遇抽せん制度
- ② 家族向住宅(ポイント方式)
- ③ 単身者向住宅(抽せん方式)
- ④ 単身者用車いす使用者向住宅(抽せん方式) ←今回は、説明をしません。

# 家族向住宅(抽せん方式)の優遇抽せん制度

---

## 【内容】

都営住宅家族向の入居資格があり、申込者または同居親族が障がい者の場合、当せん率が一般より優遇されることがあります。

## 【対象】

≪甲優遇≫次に該当する方は、当せん率が「一般」の 5 倍になります。

1 身体障害者5級等

≪乙優遇≫次に該当する方は、当せん率が「一般」の 7 倍になります。

1 身体障害者手帳1～4級

# 家族向住宅(ポイント方式)

---

## 【内容】

対象抽せんによらず、住宅困窮度を判定し、困窮度の高い順に、申込地区の募集戸数までの方を入居予定者として登録し、住宅をあっせんする募集です。

## 【家族向(一般募集住宅)】

**都営住宅入居資格**があり、申込者または同居親族が次に該当する方

1 身体障害者手帳1～4級など

- 1 申込日現在、東京都内に居住していること。
- 2 同居親族がいること。
- 3 住宅に困っていること。
- 4 所得が定められた基準内であること。  
申込世帯の所得の合計が所得基準の範囲内であること

# 単身者向住宅(抽せん方式)

---

## 【内容】

都営住宅単身入居資格があり、次に該当する方が申し込めます。

## 【対象】

1 身体障害者手帳 1 ～ 4 級など

- 1 東京都内に3年以上居住している単身者(原則として申込時に同居している親族がいない人)
- 2 所得が定められた基準内であること。
- 3 申込者の年間所得の金額が所得基準の範囲内であること。
- 4 住宅に困っていること。

# 都営住宅使用料の減免

---

## 【内容】

都営住宅に入居している世帯のうち、収入が一定基準以下の場合に使用料が減額されます。

## 【対象】

身体障害者手帳 1 級・2 級、

難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病の方、

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に規定する疾病の方

児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病にかかっている方等